

○交通安全施設等管理要綱

〔昭和55年3月31日〕
〔本部訓令第10号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全施設等の管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通安全施設等 信号機、交通管制センター、道路標識、道路標示、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備をいう。
- (2) 信号機 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機及びこれに付帯する設備であつて、兵庫県公安委員会が管理するものをいう。
- (3) 交通管制センター 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号ロに規定する施設及びこれに付帯する設備をいう。
- (4) 道路標識 道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及びこれに付帯する設備であつて、兵庫県公安委員会が管理するものをいう。
- (5) 道路標示 道路交通法第2条第1項第16号に規定する道路標示並びにこれに付帯する表示及び施設であつて、兵庫県公安委員会が管理するものをいう。
- (6) パーキング・メーター 道路交通法第49条第1項に規定するパーキング・メーター及びこれに付帯する設備をいう。
- (7) パーキング・チケット発給設備 道路交通法第49条第1項に規定するパーキング・チケット発給設備及びこれに付帯する設備並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の7第2項に規定する表示板及びこれに付帯する設備をいう。

(総括管理責任者)

第3条 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に、交通安全施設等の総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置く。

2 総括管理責任者には、交通部交通規制課長をもって充てる。

3 総括管理責任者は、県内の交通安全施設等を総括的に管理し、交通安全施設等の機能の維持（以下「施設管理」という。）及び交通安全施設等と兵庫県公安委員会の意思決定の整合性の確保（以下「規制管理」という。）について、その責に任ずるものとする

(管理責任者)

第4条 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に、交通安全施設等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者には、交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）をもって充てる。

3 管理責任者は、担当の道路又は管轄区域の交通安全施設等（以下「管轄施設等」という。）を管理し、管轄施設等に係る施設管理及び規制管理についての責めを負うものとする。この場合において、高速隊長にあつては担当の道路の交通安全施設等の管理を、署長にあつては当該警察署の管轄区域（高速隊長の担当の道路を除く。）の交通安全施設等の管理を担当するものとする。

4 管理責任者は、管轄施設等に係る施設管理及び規制管理について総括管理責任者と必要な連携を保たなければならない。

(取扱責任者)

第5条 高速隊及び警察署に、管轄施設等の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者には、高速隊にあつては高速隊長が指名する隊長補佐を、警察署にあつては交通課長、交通第一課長又は地域交通課長をもって充てる。

3 取扱責任者は、管轄施設等の管理について、管理責任者を補佐するものとする。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、交通安全施設等の損傷、滅失等の異状（以下「施設の不備」という。）を発見し、又

は認知したときは、直ちに当該施設を管理する管理責任者に報告し、又は通報しなければならない。

(確認)

第7条 管理責任者は、管轄施設等が設置され、補修され又は撤去されるなどしたときは、その都度、当該管轄施設等の設置等の状況及び当該管轄施設等とその設置に係る兵庫県公安委員会の意思決定の齟齬の有無について確認しなければならない。

(日常点検及び緊急点検)

第8条 管理責任者は、管轄施設等に係る施設の不備の有無を確認するため、点検を実施しなければならない。

2 前項に規定する点検の種別は、日常点検及び緊急点検とする。

3 日常点検は、所属職員の日常の勤務の機会をとらえて行うものとする。

4 緊急点検は、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合又は発生した直後において行うものとする。

5 日常点検及び緊急点検の実施要領は、交通部長が定める。

(特別点検)

第9条 総括管理責任者は、県内の交通安全施設等と兵庫県公安委員会の意思決定の齟齬（以下「規制の不備」という。）の有無を確認するため、特別点検を実施しなければならない。

2 特別点検は、交通部長が定めるところにより、年1回以上行うものとする。

(設置状況の管理)

第10条 取扱責任者は、管轄施設等のうち、信号機、交通管制センターに付帯する端末機器（以下「交通管制センター端末機器」という。）、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「信号機等」という。）の設置状況を明らかにするため、信号機等ごとに、次の各号に掲げる交通部長が定める様式の管理票及び記録票を作成するものとする。この場合において、信号機等の更新、補修、点検等（以下「点検等」という。）を行ったときは、その都度、必要な事項を管理票に記載し、点検等の状況を明らかにしておくものとする。

(1) 信号機管理票

(2) 交通管制センター端末機器管理票

(3) パーキング・メーター管理票

(4) パーキング・チケット発給設備管理票

2 取扱責任者は、管轄施設等のうち、道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の設置状況を明らかにするため、道路標識等ごとに、交通規制総合管理システム（情報管理システムを利用して行う対象業務の一つであって、交通安全施設等の管理情報登録、交通規制の管理情報登録等を行うシステムをいう。以下同じ。）に必要な事項を登録するものとする。この場合において、道路標識等の点検等を行ったときは、その都度、必要な事項を交通規制総合管理システムに登録し、点検等の状況を明らかにしておくものとする。

3 交通規制総合管理システムへの登録要領その他の取扱要領については、交通部長が定める。

(異状発見時の応急措置)

第11条 取扱責任者は、管轄施設等に係る施設の不備又は規制の不備（以下「管轄施設等の異状」という。）により交通に障害が生ずるおそれがあると認めるときは、警察官による交通整理その他必要な応急措置を講ずるとともに、その旨を直ちに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、管轄施設等の異状の原因が交通事故等の損傷による場合又は重大な故障である場合は、交通部長が定める様式の損傷速報票により交通部長に報告（交通規制課経由。以下同じ。）をしなければならない。

(補修等)

第12条 管理責任者は、管轄施設等の異状を認知した場合において、当該管轄施設等の異状の内容が施設の不備に係るものであるときは速やかに必要な補修の措置を、規制の不備に係るものであるときは必要な是正の措置を講ずるとともに、総括管理責任者に認知した管轄施設等の異状の内容、講じた措置の内容等を通報するものとする。

2 署長は、前項の規定により講じた措置が、施設の不備（信号機に係るものに限る。）により講じたものである場合は、当該措置の結果を交通部長が定める様式の信号機障害処理票により、各月ごとにとりまとめ、翌月の5日までに交通部長に報告をしなければならない。

(信号機の運用管理)

第13条 署長は、交通部長が定める指針に基づき、交通実態に適合した信号機の現示、周期及び時間比率の設定等（以下「運用改善等」という。）を行い、その効果的な運用を図らなければならない。この場合において、運用改善等を行うことにより、隣接する警察署の管轄区域に影響が及ぶおそれがあるときは、当該警察署の長と密接な連携を保たなければならない。

2 署長は、運用改善等を行うときは、あらかじめ総括管理責任者と協議しなければならない。

3 署長は、運用改善等を行った場合は、交通部長が定める様式の信号運用改善票により、交通部長に報告をしなければならない。

4 署長は、信号機の制御を手動操作する必要があるときは、交通警察官（警察署の交通課（交通第一課、交通第二課及び地域交通課（地域係を除く。）を含む。）に勤務する警察官をいう。）に行わせるものとする。ただし、交通事故の発生等により緊急の措置を要するなど、やむを得ない理由があるときは、次の各号に掲げる順位により、それぞれに定める警察職員に行わせることができる。

(1) 第1順位 警察署交通警察官以外の警察官

(2) 第2順位 一般職員

5 交通部の所属の長は、交通事故の発生等により緊急の措置を講ずる必要があり、かつ、やむを得ないときは、当該信号機の管理責任者にその旨を通報した上、その管理責任者の認める限度において自所属の警察職員に信号機の制御を手動操作させることができる。

(道路使用許可等の際の措置)

第14条 管理責任者は、道路交通法第77条第1項の規定による道路使用の許可を行う場合又は同法第80条第1項の規定による道路工事の協議に応じる場合には、管轄施設等の効用の保全又は原状回復等について必要な調整を行うものとする。

2 管理責任者は、管轄施設等の効用の保全及び原状回復の状況について、確認するものとする。

(財産管理等)

第15条 署長は、交通安全施設等の財産管理及び会計経理に関する事務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）及び公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）その他の会計関係規程に基づいて処理するものとする。

(補則)

第16条 解錠鍵（信号機、交通管制センター端末機器及び道路標識の解除用鍵をいう。）の管理要領は、交通部長が別に定める。